

第2部
基本構想

第2部

基本構想

第1章 京極町が目指すもの

1 まちづくりの基本理念

少子高齢化の急速な進行や国・地方を通じた厳しい財政状況、地方分権・地域主権という時代背景のなか、京極町においても、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の実情に応じた特色ある持続可能なまちづくりを推進します。

そこで、京極町の総合計画を推進していく際の基本的な考え方として、まちづくりの基本理念を以下のとおりとします。

活力湧き出る みどり美しい 水のまち

(1) 活力湧き出る

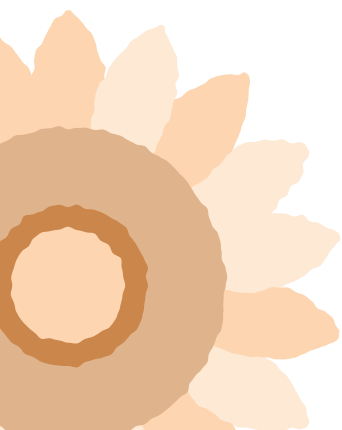
「活力」は、農林業や商工業、観光等の産業の活性化とともに、人々の多様な交流や元気な笑顔を表します。町の持続的な発展に向け、名水のごとく活力が湧き出るまちを目指します。

(2) みどり美しい

「みどり」は、豊かな自然環境と広がる農村風景を表します。名水を育む羊蹄山の自然と長年の営みにより創り出された美しい風景を誇りに思い、大切に守っていくまちを目指します。

(3) 水のまち

京極町といえば、日本有数の湧水に恵まれた「水」のまちです。生命の源であり、まちのアイデンティティである美しい水を共に生かし、守り、未来へとつないでいくまちを目指します。



2 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを推進するため、各分野における基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1 豊かな実りと活力が湧き出るまちづくり（産業振興分野）

安全・新鮮・美味しさを提供する農業の振興と、農林産物の高付加価値化に積極的に取り組むとともに、「名水」を活用した産業振興をはじめ、農林商工連携を推進し、京極町らしさを生かした魅力ある産業づくりを推進します。

基本目標2 美しい水と安全・安心を守るまちづくり

（土地利用・生活環境分野）

名水を育む羊蹄山をはじめ自然環境の保護に努め、地域全体で名水を守り、活用する生活環境づくりを推進します。また、利便性が高く、安全・快適に暮らせるための基盤整備を推進するとともに、まちぐるみで町民の安全・安心を守る体制の強化を図ります。

基本目標3 幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり

（保健・福祉・医療分野）

すべての町民が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、地域資源を十分に有効活用した保健福祉ネットワークの構築を図るとともに、医療体制の充実・強化を推進し、地域社会との関わりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

基本目標4 個性を育み、絆を深めるまちづくり

（教育・文化・交流分野）

本町が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材などを活用しながら、学力と個性を育む教育環境づくりに努めます。また、地域における文化活動やコミュニティ活動等の活性化を図り、地域の個性を育み、絆を深める取組みを促進します。

基本目標5 共にすすめる自立と協働のまちづくり（行財政運営分野）

町の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めることにより、持続可能で自立した健全なまちづくりを推進します。また、町民と行政がまちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、共に考え、共に行動する体制づくりを推進します。

第2章 施策の大綱

基本目標1 豊かな実りと活力が湧き出るまちづくり (産業振興分野)

安全・新鮮・美味しさを提供する農業の振興と、農林産物の高付加価値化に積極的に取り組むとともに、「名水」を活用した産業振興をはじめ、農林商工連携を推進し、京極町らしさを生かした魅力ある産業づくりを推進します。

基本施策

1-1 農林業の振興

高付加価値化と安定的な生産に向けた基盤整備や土づくりを支援し、競争力の高い農林業づくりを推進します。併せて、販路拡大及び多角経営化を推進し、安定した農林業経営の確立に努めるとともに、認定農業者をはじめとする意欲ある多様な担い手の育成や法人化・協業化の推進、就農支援の推進を図ります。

また、農林業における公益的機能の維持・増進を図り、特に「日本で最も美しい村」連合の認定要件でもある「羊蹄山を背景とした農村風景」を守っていくための取組みを推進します。

1-2 商工業の振興

各種制度資金の活用を促進するとともに、経営等に関する相談指導を行う団体の活動を支援し、地元企業及び個人事業主の経営基盤の強化と起業支援を推進します。

また、既存商店街を消費の場としてのみならず、人と情報の交流の場、地域の魅力を感じる場としての機能の充実を図ります。

さらに、市場ニーズを把握しつつ、関係機関と連携しながら、農林商工連携を推進し、京極町の強みを生かした特産品等の開発支援を推進します。

1-3 農林業の振興

社会情勢の変化や価値観の多様化に伴う観光ニーズを的確に把握しつつ、四季を通じて京極町の魅力を感じることのできる観光開発を推進します。特に、京極町の貴重な水資源及び農村風景を地域全体で守り伝えることにより、名水と農のある暮らしそのものが観光資源となるまちづくりを推進します。

そのためにも、体験型・滞在型観光の推進を図るとともに、さまざまなメディアを通じて京極町の魅力を発信し、効果的な誘客に努めます。

1-4 雇用創出の促進

道及び近隣町村と連携しながら、京極町及び周辺地域の地域資源や地勢、都市基盤等を活用し、環境や情報通信分野など、成長が見込める産業の集積及び企業誘致に向けた取組みを推進します。

また、地場産業の活性化や^{*}コミュニティ・ビジネスの振興、福祉や環境等の分野での起業等を積極的に支援し、就労機会の確保と若者の定住化を図るとともに、就業の受け皿の状況等について積極的に情報収集や情報提供を行うことによりU・Iターンを支援します。

コミュニティ・ビジネス…地域住民が主体となり、地域の経営資源を利用しながら、ビジネスの手法を活用して地域が抱える課題の解決に取り組んでいく活動。

基本目標2 美しい水と安全・安心を守るまちづくり (土地利用・生活環境分野)

名水を育む羊蹄山をはじめ自然環境の保護に努め、地域全体で名水を守り、活用する生活環境づくりを推進します。また、利便性が高く、安全・快適に暮らせるための基盤整備を推進するとともに、まちぐるみで町民の安全・安心を守る体制の強化を図ります。

基本施策

2-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

水資源の保護を図るため、羊蹄山の自然環境の保全及び開発の抑制を図るとともに、名水の大切さを町全体で共有しながら、地域全体で水を守り、活用する暮らしづくりを推進します。

また、ごみの減量化、再資源化に向けた取組みの推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の構築を図ります。

2-2 快適で安全な生活環境づくり

自然環境と調和した潤いのある環境づくりと基盤整備の推進を図り、利便性とやすらぎを兼ね備えた快適な生活環境の整備を推進します。

また、冬期間における安全の確保や公共交通機関の充実など誰もが安心して暮らしていくことのできる生活環境づくりを進めます。

2-3 地域全体で見守る体制づくり

災害時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の強化と防災意識の向上に向けた取組みなどの防災対策の強化を図ります。

また、関係機関や町内会等の地域活動団体との連携を強化しながら、消防・防犯や交通安全に対する活発な活動を促進し、地域全体で町民及び町を訪れる人々の安全を守る体制づくりを推進します。

基本目標3 幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり (保健・福祉・医療分野)

すべての町民が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、地域資源を十分に有効活用した保健福祉ネットワークの構築を図るとともに、医療体制の充実・強化を推進し、地域社会との関わりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

基本施策

3-1 健康づくりの推進

町民一人ひとりが地域で生き生きと生活するために、自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する様々な情報の提供に努めます。

また、地域における自主的な健康づくり活動を支援し、一人ひとりが自分にあった取り組みを実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを推進します。

3-2 福祉サービスの充実

福祉を支える専門的人材及び提供事業所を確保しながら、支援が必要な人に必要なサービスの提供できる体制の確保と質の向上を図ります。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、支援が必要な人の特性に応じたきめ細かな情報提供に努め、適切なサービスの提供へとつなげることができる体制の強化を推進します。

3-3 地域福祉の推進

※自助・共助・公助の考え方に基づき、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進を図りながら、ボランティア活動をはじめ、多様な主体による支え合い活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。

自助・共助・公助…自分（住民）できることは自分で行うこと（自助）を基本とし、隣近所（地域）で助け合い（共助）、対応できない部分を行政（市町村、道、国）が担う（公助）という補完性の原則に基づく、住民、地域、行政の役割分担についての考え方。

3-4 人権の尊重と権利擁護の推進

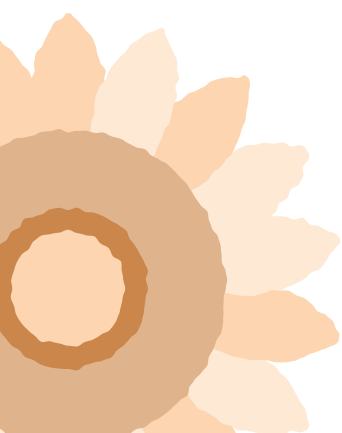
年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての町民の人権が尊重され、一人ひとりが持つ権利が守られるよう、虐待や暴力、いじめ、差別などのあらゆる人権侵害を起こさせない地域社会づくりと、地域全体で見守り対応するためのネットワーク強化を図ります。

3-5 医療体制の充実

地域の※一次医療機関として国保診療所の医療従事者の確保及び施設・設備の充実に努めるとともに、介護・保健・福祉分野をはじめ、関係機関と連携しながら、健康づくりや在宅ケアの推進に取り組みます。

また、広域的な医療連携体制の充実に図り、町民がいつでも信頼できる医療が受けられる医療体制の充実に図ります。

一次医療機関…
日常の健康管理や一般的な外傷や疾病、初期医療を総合的に担当する地域の医療機関。かかりつけ医など。二次医療圏、三次医療圏の解説については、79ページを参照。



基本目標4 個性を育み、絆を深めるまちづくり (教育・文化・交流分野)

本町が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材などを活用しながら、学力と個性を育む教育環境づくりに努めます。また、地域における文化活動やコミュニティ活動等の活性化を図り、地域の個性を育み、絆を深める取組みを促進します。

基本施策

4-1 学校教育の充実

学校と家庭、地域社会との連携を進めるとともに、情報化・国際化及び少子化の進展に対応した教育と一人ひとりの状況に応じたよりきめ細やかな指導及び支援がなされる体制の強化を図ります。

また、学校施設の整備や危機管理体制の強化、地域全体での見守り体制の充実など、子どもたちが安全かつ健全な教育環境で学ぶことができる環境づくりを推進します。

4-2 生涯学習活動の促進

湧学館や公民館、総合体育館など社会教育施設やスポーツ施設の充実及び地域の人材の有効活用を図り、町民の体力や意欲に応じた生涯学習・スポーツを行う機会の充実に努めます。

また、芸術文化に触れる機会の充実と自主的な活動に対する支援の充実を図り、心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを推進します。

4-3 地域文化の振興と交流活動の促進

地域の歴史や文化を誇りに感じ、次の世代につないでいくことのできる人づくりを推進します。

また、他の地域（市町村）との交流を通じて、自らの地域（町）のよさの再発見につなげていくことができる機会の充実を図ります。

基本目標5 共にすすめる自立と協働のまちづくり (行財政運営分野)

町の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めることにより、持続可能で自立した健全なまちづくりを推進します。また、町民と行政がまちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、共に考え、共に行動する体制づくりを推進します。

基本施策

5-1 行政改革の推進

行政評価制度の構築及び運用により、費用対効果の高い事業展開を図るとともに、適正な人員配置や徹底した経費削減など、限られた財源の有効活用を図ります。

また、道や関係機関との連携・協力による人的交流や研修制度の充実を図るなど、行政職員の資質及び能力向上を図ります。

5-2 協働によるまちづくりの推進

町民、町内外のさまざまな団体・企業など、多様な主体がそれぞれの立場からまちづくりの役割を担うことができるよう、積極的な情報公開と地域活動の活性化を図るとともに、協働に向けた仕組みづくりを推進します。